

1 規則等の題名

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

「認知機能検査員講習の実施について（通達）」（令和7年3月6日警察庁丁運発第107号）

3 規則等の制定日

令和7年6月6日（金曜日）

4 結果公示の日

令和7年6月6日（金曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

警察庁交通局運転免許課長通達により示された認知機能検査員講習の実施基準を考慮して、当然必要とされる内容の整理を行うものであり、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更に該当するため。

7 規則等の概要

別添 認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則及び新旧対照表

8 担当課・連絡先

- 高知県警察本部交通部運転免許センター
TEL : 088-893-1221（内線 254）

公安委員会規則

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月6日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

高知県公安委員会規則第10号

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（平成22年高知県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「180分」を「150分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（抜粋）

（認知機能検査従事者講習）

第3条 公安委員会は、認知機能検査従事者講習を行おうとするときは、認知機能検査従事者講習を実施する日時、場所その他当該認知機能検査従事者講習の実施に関し必要な事項を告示するものとする。

2 認知機能検査従事者講習の講習項目及び講習時間は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 認知機能検査の実施方法 150分

3～5 略

旧

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（抜粋）

（認知機能検査従事者講習）

第3条 公安委員会は、認知機能検査従事者講習を行おうとするときは、認知機能検査従事者講習を実施する日時、場所その他当該認知機能検査従事者講習の実施に関し必要な事項を告示するものとする。

2 認知機能検査従事者講習の講習項目及び講習時間は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 認知機能検査の実施方法 180分

3～5 略